

福島県議会議員

佐藤 よしのり

県政報告 第6号

所属／企画環境委員会

令和2年2月
県議会 定例会

～新型コロナウイルス克服に向けて～

現在、国を挙げて新型コロナウイルス感染症への対策に取り組むなか、本県においても刻々と変化する状況に対応すべく体制を強化しているところですが、一方でこの間、感染拡大防止のため、各種イベントの中止や集団での活動自粛などにより地域経済への影響が広い範囲で出てきております。

今後は、引き続き医療体制の維持に努め、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、事業継続のための二の矢、三の矢の支援策あるいは感染症克服段階での経済の早期立て直しに向けた政策提言を図って参ります。

2月定例会一般質問の主な内容

伝統的工芸品の振興について

全国新種鑑評会金賞受賞数日本一の県産日本酒を国内外に広く認知して貰えるよう、今年2月初旬「ふくしまの酒まつり」が開催されました。

ところが、それぞれの酒蔵が腕によりをかけて作った美味しいお酒をいただくのに使用された器がプラスチック容器でした。

今回、本会議でこうした事例を挙げ、お酒と同じように全国に誇れる本県の伝統的工芸品の会津塗や会津本郷焼、大堀相馬焼を酒器として用いて、県産品の振興に資する取り組みとすべきであると質しました。

私のこの質問が切っ掛けとなり、次回開催される「ふくしまの酒まつり」では伝統工芸品を活用することが検討されております。

公立小中学校における栄養教諭の増員について

本県の肥満傾向児の出現率は、女子10歳を除いたすべての年齢で全国平均を上回り、幼少期における食習慣の見直しが課題となっております。また、食物アレルギーを持つ児童生徒の割合も増加傾向にあり、専門的な知識をもとにした適切な対応が求められている状況があります。

こうしたことから、小中学校では、望ましい食習慣や食の自己管理能力を身につけさせるための指導とともに、児童生徒への個別指導や家庭への啓発など、食育の推進が必要不可欠です。

しかしながら、食育の充実と推進に中核的な役割を担う立場である栄養教諭の配置率は、本県では栄養職員全体の40%程度と全国平均を大きく下回っております。

今回これらの数値を示しながら、栄養教諭の増員を求めたところ、執行部からは今後計画的に人員を配置する旨の答弁を得ました。

警察署における自動車運転免許証の更新手続の簡素化について

皆さんは運転免許更新の際、手続きが面倒と思われたことはありませんか？

通常、免許センターなら1日で済む免許更新ですが、会津地方や浜通り地方などの免許センターから離れている地域では、最寄りの警察署での更新がメインとなります。

この場合、その地域の県民は講習申込と講習日の2度警察署に足を運ばなくてはならず、とても不便に感じます。

そこで、今どき警察署でも1度で済むようにすべきであると考え、さらには大きな予算を組まずとも事前受付予約を電話やホームページにするだけで、県民の利便性向上と業務の効率化が見込めるといった提案を致しました。

まずは手始めに「電話による講習受付を検討」といった回答に留まりましたが、業務改善への大きな第一歩です。

ホームページを活用したオンライン受付による業務の効率化については、またの機会に改めて求めていきたいと考えております。

その他の質問

- 消防におけるドローンの導入の取組について
- 災害時における行方不明者の氏名公表について
- 県観光物産交流協会の活動に対する評価について
- 令和3年以降のインパウンドの取組について
- 訪日外国人による福島空港の国内定期路線の利用拡大について
- 県公金におけるキャッシュレス決済の現状と取組について
- 会津大学における女性IT人材育成の取組について
- 仕事と子育ての両立を進める事業所への支援について
- 県立高校における県外の高校生との交流について
- 県立図書館におけるビジネス支援サービスについて
- 県警察における女性活躍の推進について



議員インターネットの学生を受け入れました。

これまでの活動の成果報告

「福島県子どもを虐待から守る条例」が可決、令和2年4月1日施行

昨今、増加傾向にある児童虐待問題は、本県でも例外ではありません。

私は足掛け2年あまりこの課題に取り組み、議員提案条例の制定に注力して参りました。

自民党派内のプロジェクトチームでは条文の叩き台となる自民党案を作成、さらには昨年12月に設置された検討会のワーキンググループメンバーとして条例案の策定に深く関わり、この2月定例会では条例の説明のために所管委員会にて提案者側に立つなど、とても貴重な経験を積むことができました。

この4月に施行された条例の大きな特徴は、東日本大震災や原発事故に伴う地域のつながりや家族の在り方の変化といった本県特有の背景を踏まえた支援の必要性を明記したことにあります。合わせて、令和2年4月1日の児童福祉法等の一部改正を受け、「親権者による体罰の禁止」も盛り込みました。

実効性のある施策を行うために、子どもも保護者も孤立させないための環境づくりや県民の役割についても明記するとともに、児童相談所の体制強化と施設整備なども規定しました。

今後は、この条例を単なる理念条例にしないよう、政策条例として機能させるべく展開して参ります。



インターネット議会中継へ手話通訳を導入

昨年4月に施行された手話言語条例の理念を實踐するため、昨年6月の広報委員会の会議の席上わたくしから議会中継に手話通訳を導入するよう提案したところ、他の委員の同意を得ることができ、委員長から吉田栄光議長(当時)に同趣旨の要望書が提出されました。

この度の令和2年度の予算に組み込まれ、次回6月定例会から導入される見込みとなっております。

連絡先 佐藤よしのり事務所

〒965-0042 会津若松市大町二丁目9-4-1F

TEL 0242-36-7015
FAX 0242-36-7016

佐藤よしのり 検索



HP



TW



FB

● 県議会2月定例会一般質問に登壇
● 福島県子どもを虐待から守る条例制定へ